

第 1107 回教育委員会 会議録

令和 4 年 2 月 10 日
13 : 00 ~ 14 : 15

①開 会

< 菅間 教育長 >

ただ今から、第 1107 回教育委員会を開会いたします。

< 菅間 教育長 >

議事等に先立ち、申し上げます。

先ほど、2 名の傍聴の申出があり、これを許可しましたので、御了承願います。

②会議録署名委員の指名

< 菅間 教育長 >

会議録署名委員に、片桐委員と小関委員を指名いたします。

③会期の決定

< 菅間 教育長 >

会期は、本日一日としていかがですか。

< 各 委 員 >

異議なし。

< 菅間 教育長 >

御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④報 告

< 菅間 教育長 >

議事に先立ち、報告があります。

(1) 「最上地区の 3 分校への副校長の配置について」、高校改革推進室長より報告願います。

< 高校改革推進室長 >

それでは、報告 1 - 1 を御覧ください。

最上地区の 3 分校の新庄北高校最上校、新庄南高校金山校、新庄神室産業高校真室川校への副校長の配置について、御報告いたします。

まず初めに、これまでの経緯を御説明いたします。中段部分を御覧ください。令和 2 年 2 月に県立高校再編整備基本計画を改定しまして、最上 3 分校を含む 1 学年 1 学級の小規模校 6 校については、学校が所在する自治体に地域連携協議会が設置され、3 年間を目処として、学校の魅力化・活性化が検討・実施されております。波線の四角で囲んだ中に、県立高校再編整備基本計画の抜粋を記載しております。

県教育委員会といたしましては、地域連携協議会等の要望を受けまして、学校の魅力化・活性化策の一つとして、令和 4 年度入学者選抜から小規模校における入学者選抜方法を改善いたしました。具体的には、推薦選抜における県外募集、県外募集人数の拡大及び普通科での推薦選抜を可能としたものであります。

また、有識者等からなる「小規模校の在り方検討会議」において、最上地区の 3 分校には校長が常駐しないため、地域連携や意思決定等に課題があるのではないかとの意見があったため、自治体の意見を踏まえながら、これまで検討を進めてまいりました。

上段の四角で囲まれた部分を御覧ください。令和 4 年度は地域連携協

議会による学校の魅力化・活性化の最終年となることから、学校の魅力化・活性化の一層の推進を図るための方策といたしまして、令和4年度から最上地区の3分校に、現在配置されている教頭に替えて副校長を配置し、地域の連携において、より主体的・即時的に対応できるようにいたします。

具体的には、あらかじめ定める範囲内において、副校長が校長の一部の職務を処理することを可能といたしまして、副校長のリーダーシップの下、教育力や教育資源を活かしながら、学校と地域との連携を図るとともに、迅速に魅力化・活性化を進めてまいります。

なお、最上地区の県立高校再編整備計画第二次計画に記載されている分校の本校化については、入学者の推移等を踏まえながら、引き続き検討してまいります。

以上でございます。

<菅間教育長>

ただ今の報告について御質問等ございますでしょうか。

<工藤委員>

副校長の配置ということですが、これまでは本校にしか校長は配置されていなかったということで、教頭先生が主に地域活動等に対応していただいていたと思いますが、教頭先生はそのまま、副校長の役職が追加になるということでしょうか。

<高校改革推進室長>

教頭に替わりまして、副校長を配置するということになります。

<武田委員>

副校長という役職は、校長先生と同じレベルなのでしょうか。

<高校改革推進室長>

副校長は校長の下に就くことになります。

<武田委員>

副校長という役職は元からあったのでしょうか。

<高校改革推進室長>

元からございます。

<武田委員>

配置される方はどのような方なのでしょうか。

<高校改革推進室長>

教頭級の者が、副校長として配置されることになります。

<武田委員>

今の教頭先生の上ということでしょうか。

<高校改革推進室長>

今の教頭先生に替わりまして、副校長が配置されることになります。

<工藤委員>

そうだとすると、校長でなければ決定できないような権限の一部を、副校長が意思決定できると考えてよろしいでしょうか。

<高校改革推進室長>

そのとおりでございます。

<武田委員> 教頭先生も非常に忙しいと思いますが、加えてこれからは迅速に行動しなければならないということになると、副校長にその余裕はあるのでしょうか。

<高校改革推進室長> 現在の教頭の校務に副校長の責任が加わるわけですがけれども、現在と同じように本校の校長との連携は続くこととなります。また、先ほどもありましたが、校長の権限の一部を副校長が行うことによって、本校も分校もそれぞれ主体的に動いていけるような仕組みづくりを考えてまいります。

<菅間教育長> これまでも、霞城学園高校や酒田光陵高校に副校長を配置している例がございます。副校長に校長の権限の一部を委譲することによって、物事が迅速に進むということがありましたので、このような配置を行うこととしたものです。

<菅間教育長> 他になれば、これより議事に入ります。

⑤議 事

<菅間教育長> 議第1号「山形県教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について」、教育政策課長より説明願います。

<教育政策課長> 議第1号「山形県教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について」、説明申し上げます。

これは、新型コロナウイルス感染症その他やむを得ない場合への対応として、オンライン会議システムを活用した教育委員会会議の開催を可能とするため、提案するものでございます。

議1-4に概要をまとめていますので、議1-4を御覧ください。

「第1 改正理由」についてですが、教育委員会会議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条に基づきまして、教育長が招集し、教育長及び委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができないと規定されております。したがって、原則としては、指定された場所に集まっていただくこととなります。

このことにつきまして、文部科学省より、新型コロナウイルス感染症への対応としまして、適切に意思決定を行うことができる限り、必要に応じ、教育委員会規則等の整備を図った上で、オンライン会議システム等を活用して、教育委員会会議を開催することも可能であるという考え方が示されております。

そこで、新型コロナウイルス感染症その他やむを得ない場合への対応といたしまして、オンライン会議システムを活用した教育委員会会議を開催することができるように所要の改正を行うものです。

「第2 改正内容」については、一つ目の丸として災害その他の理由により教育長が必要と認めるときは、オンライン会議システムによる会

議開催を可能とする規定の追加をいたします。

この「災害その他の理由」の具体例としては、災害その他の理由により交通が途絶している場合、感染症の拡大防止やその他緊急時の対応が必要な場合、他の業務等により遠隔地に所在する場合等を想定しております。また、二つ目の丸として、オンライン開催を可能とすることに伴いまして、実態に合わせまして、出席簿に係る規定を削除するものでございます。

さらに、オンライン会議システムによって、委員が出席する際の必要な事項につきましては、「山形県教育委員会オンライン会議取扱要領」を新たに制定いたします。

「第3 オンライン会議取扱要領の主な内容」でございますが、一つ目の丸のとおり、オンラインにより出席される場合につきましては、その旨を事前に申し出ていただくことといたします。

また、この場合、個人のパソコンからの情報流出を防ぐなどのため、自宅、勤務地その他の当該委員が当日所在する場所の最寄りの教育事務所に来庁していただくことを想定しております。

会議の公開につきましては、今までと同様に教育委員室での傍聴のみといたしまして、オンラインにより出席される委員がおられる場合、教育長には議事に先立って相互に意思疎通できる状態となっていることを確認し、確認できた場合には、オンライン会議システムを利用し会議を行う旨を述べていただきます。

最後の丸のとおりですけれども、審議途中で、映像又は音声を送受信できなくなって、復旧できないという場合には、その時から退席したものといたします。

これらの規則及び要領の施行期日については、公布の日から施行といたします。

なお、この要領につきましては、規則第25条によりまして、必要な事項は教育長が会議に諮って定めることとなっておりますので、お諮りするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

<菅間教育長> ただ今の説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<菅間教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<菅間教育長> 御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり可決いたします。

<菅間教育長> 次に、議第2号「市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について」、教職員課長より説明願います。

<教職員課長>

議第2号について、御説明いたします。これは、二つの規則を改正することに伴っての制定であり、不妊治療に係る特別休暇を新設するため、提案するものでございます。国全体としても課題となっている少子化問題又は不妊治療と仕事の両立のために、国家公務員、本県知事部局職員及び教育委員会事務局職員につきましても同様の休暇が導入されており、それと同様に規定の整備を行うものでございます。

内容について、議2-3の資料で説明いたします。

改正する規則が二つございまして、その二つの規則の関係性から(2)の「山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則」の一部改正から先に御説明いたします。

この規則の一部改正につきましては、不妊治療のための休暇を新設するものとなります。休暇の内容ですが、事由としては、職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合、一の年度につき5日間取得できるというものでございます。

ただし、体外受精その他県教育委員会が定める不妊治療を受ける場合、その県教育委員会が定める不妊治療としましては、顕微授精などが該当するわけですが、このような場合には10日以内で取得できるという内容でございます。その取得できる単位としては、1日又は1時間としているところでございます。

関連しまして、第一条にあたる(1)の「市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則」については、市町村立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する事項を規定しているものですが、先に申し上げました(2)の「山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則」の規定を準用しております。そのため、(2)の規則の一部改正に伴い、いわゆる読替規定を整備するというものでございます。

施行期日は公布の日からとしており、令和4年2月15日となります。説明は以上です。よろしく願いいたします。

<菅間教育長>

ただ今の説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<菅間教育長>

なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員>

異議なし。

<菅間教育長>

御異議なしと認め、議第2号は原案のとおり可決いたします。

<菅間教育長>

次に、議第3号「山形県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、高校教育課長より説明願います。

<高校教育課長>

議第3号「山形県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、御説明いたします。

議 3 - 4 ページを御覧ください。概要としてまとめております。改正理由につきましては、二つございます。一つ目は令和 4 年 4 月 1 日に施行されます民法改正により、成年年齢が引き下げられ、成年年齢に達した父母等は学校教育法上の保護者に該当しなくなるため、従来、保護者としてきた部分については、18 歳未満の未成年については保護者、18 歳以上の成年については父母等となることから、二つの総称として保護者等とするものでございます。

もう一つが学校運営協議会の制度に関する法律である「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の中の非常勤職員に関する規定、これは 47 条の 3 でございますが、これが削除されたことによる条の変更によるものでございます。

「3 主な改正内容」について、「保護者」を「保護者等」に改めます。また、「第 47 条の 6」について、「第 47 条の 5」に改めるものでございます。

議 3 - 2 と議 3 - 3 に新旧対照表を記載しております。下線部の部分について、変更したものでございます。施行期日については、御覧のとおりでございます。

以上、御審議の程、よろしくお願いいたします。

< 菅 間 教 育 長 > ただ今の説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

< 小 関 委 員 > 私の知人の中で里親になって、子どもを育てているという夫婦がいるのですが、この里親も保護者等という扱いになるわけですね。

< 高 校 教 育 課 長 > 議 3 - 4 の中段ところに、保護者等について該当する者を記載しており、この中に該当することになります。

< 菅 間 教 育 長 > 他になければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

< 各 委 員 > 異議なし。

< 菅 間 教 育 長 > 御異議なしと認め、議第 3 号は原案のとおり可決いたします。

< 菅 間 教 育 長 > 次の議第 4 号は議会提案前の案件であり、また、議第 5 号は人事に関する案件であることから、これより秘密会としていかがですか。

< 各 委 員 > 異議なし。

< 菅 間 教 育 長 > 御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

◀ 議第 4 号及び議第 5 号は秘密会にて審議 ▶

⑥閉 会

<菅間教育長>

これで、第1107回教育委員会を閉会いたします。